

高知県地域型保育等人材育成事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新

旧

高知県地域型保育等人材育成事業費補助金交付要綱	高知県地域型保育等人材育成事業費補助金交付要綱
<p>第1条～第2条 略</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる事業に<u>要する経費</u>に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第4条～第7条 略</p> <p>（補助の条件）</p> <p>第8条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次の各号に掲げる事業を遵守しなければならない。</p> <p>（1）<u>補助金額</u>の増額又は20パーセントを超える減額を行う場合は、事前に別記第2号様式による補助事業変更承認申請書を提出して教育長の承認を受けなければならないこと。</p> <p>（2）略</p> <p>（3）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、<u>別記第2号様式</u>による補助事業中止（廃止）承認申請書を提出して教育長の承認を受けなければならないこと。</p> <p>（4）～（8）略</p> <p>（補助金の交付の決定の取消し）</p> <p>第9条 <u>教育長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</u></p> <p><u>（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。</u></p> <p><u>（2）補助事業の目的を達し得なかったとき。</u></p> <p><u>（3）補助金を補助事業の目的以外の用途に使用したとき。</u></p> <p><u>（4）第8条に違反したとき。</u></p> <p><u>（5）第10条の報告をせず、補助事業の内容が確認できないとき。</u></p> <p>第10条 略</p> <p>（グリーン購入）</p> <p>第11条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」<u>（平成13年3月26日策定）</u>に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成27年6月29日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、<u>令和3年5月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、<u>第8条第5号</u>、第9条、第10条第3項及び第12条の規定は、同日以降も、なおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この要綱は、平成29年5月1日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この要綱は、平成29年9月5日から施行し、同年4月1日から適用する。</p>	<p>第1条～第2条 略</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる事業に<u>対する経費</u>に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第4条～第7条 略</p> <p>（補助の条件）</p> <p>第8条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次の各号に掲げる事業を遵守しなければならない。</p> <p>（1）<u>補助対象経費</u>の増額又は20パーセントを超える減額を行う場合は、事前に別記第2号様式による補助事業変更承認申請書を提出して教育長の承認を受けなければならないこと。</p> <p>（2）略</p> <p>（3）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、<u>別記第3号様式</u>による補助事業中止（廃止）承認申請書を提出して教育長の承認を受けなければならないこと。</p> <p>（4）～（8）略</p> <p>（補助金の交付の決定の取消し）</p> <p>第9条 <u>教育長は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</u></p> <p>第10条 略</p> <p>（グリーン購入）</p> <p>第11条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成27年6月29日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、<u>令和2年5月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、<u>第8条</u>、第9条、第10条第3項及び第12条の規定は、同日以降も、なおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この要綱は、平成29年5月1日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この要綱は、平成29年9月5日から施行し、同年4月1日から適用する。</p>

附 則
(施行期日)
1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)
1 この要綱は、令和元年 6 月 24 日から施行する。

附 則
(施行期日)
1 この要綱は、令和元年 11 月 27 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

種目	補助基準額	補助対象経費	補助率	補助事業者
以下略				

別表 1 (第 1 号様式関係)
地域型保育等人材育成事業費補助金所要額調書

事業名	申請者名							
	総事業費 ① 円	寄付金その他の収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の支出予定額 ④ 円	県補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	県補助基本額 ⑦ 円	県補助所要額 ⑧ 円
保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業 (養成施設受講料)								
” (代替幼稚園教諭雇上)								
保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状資格取得支援事業 (養成施設受講料)								
” (代替保育士雇上)								
” (免許更新受講料)								
保育士試験による資格取得支援事業								
子育て支援員等資格取得支援事業								
合計								

(記載上の注意)

- ⑤欄には、別表第 1 に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に別表第 1 の補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

附 則
(施行期日)
1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)
1 この要綱は、令和元年 6 月 24 日から施行する。

附 則
(施行期日)
1 この要綱は、令和元年 11 月 27 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

種目	基準額	対象経費	補助率	申請者
以下略				

別表 1 (第 1 号様式関係)
地域型保育等人材育成事業費補助金所要額調書

事業名	申請者名							
	総事業費 ① 円	寄付金その他の収入額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の支出予定額 ④ 円	県補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	県補助基本額 ⑦ 円	県補助所要額 ⑧ 円
保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業 (養成施設受講料)								
” (代替幼稚園教諭雇上)								
保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状資格取得支援事業 (養成施設受講料)								
” (代替保育士雇上)								
” (免許更新受講料)								
保育士試験による資格取得支援事業								
子育て支援員等資格取得支援事業								
合計								

(記載上の注意)

- ⑤欄には、別表 1 に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に交付要綱別表の補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

番 号
年 月 日

高知県教育長 様

補助事業者 印

住 所
氏 名
生年月日

〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地、名称並びに代表者
の職名、氏名及び生年月日〕

補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のありました令和 年度高知県地域型
保育等人材育成事業を下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、令和 年度高知県地
域型保育等人材育成事業費補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請しま
す。

記

1 変更（中止・廃止）を必要とする理由

2 補助金交付変更額

交 付 決 定 額 円

変 更 交 付 申 請 額 円

差 引 増 △ 減 額 円

3 添付書類

(1)地域型保育等人材育成事業費補助金所要額調書（別表1）

(2)その他参考となる資料

代替職員の雇用を確認することができるもの（出勤簿、給与明細等）など

(注) 1 添付書類の(1)については、変更しようとする内容が対比できるよう交付決定さ
れた補助金交付申請書の内容を上段に括弧書きし、変更後の内容を下段に記入してく
ださい。

2 添付書類の(2)については、交付決定された補助金交付申請書に既に添付されて
いる場合は、省略することができます。

番 号
年 月 日

高知県教育長 様

補助事業者 印

住 所
氏 名
生年月日

〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地、名称並びに代表者
の職名、氏名及び生年月日〕

補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のありました令和 年度高知県地域型
保育等人材育成事業を下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、令和 年度高知県地
域型保育等人材育成事業費補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請しま
す。

記

1 変更（中止・廃止）を必要とする理由

2 補助金交付変更額

交 付 決 定 額 円

変 更 交 付 申 請 額 円

差 引 増 △ 減 額 円

3 添付書類

(1)地域型保育等人材育成事業費補助金所要額調書（別表1）

(2)その他参考となる資料

代替職員の雇用を確認することができるもの（出勤簿、給与明細等）など

(注) 1 添付書類の(1)については、変更しようとする内容が対比できるよう交付決定さ
れた補助金交付申請書の内容を上段に括弧書きし、変更後の内容を下段に記入してく
ださい。

2 添付書類の(2)及び(3)については、交付決定された補助金交付申請書に既に
添付されている場合は、省略することができます。

第3号様式 (第10条関係)

番 号
年 月 日

高知県教育長 様

補助事業者 印

住 所
氏 名
生年月日

〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地、名称並びに
代表者の職名、氏名及び生年月日〕

事業実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定のありました令和 年度高知県地域型保育等人材育成事業について、その事業を完了しましたので、令和 年度高知県地域型保育等人材育成事業費補助金交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金精算額 金 円
- 2 添付書類

- (1) 地域型保育等人材育成事業費補助金所要額精算書 (別紙2)
- (2) その他参考となる資料

代替職員の雇用を確認することができるもの (出勤簿、給与明細等) など

口座振込先 (申請時から変更した場合のみ記入)

銀行名	支店名	口座番号	(フリガナ) 口座名義人
		普通	
		当座	

第3号様式 (第8条関係)

番 号
年 月 日

高知県教育長 様

補助事業者 印

住 所
氏 名
生年月日

〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地、名称並びに
代表者の職名、氏名及び生年月日〕

事業実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定のありました令和 年度高知県地域型保育等人材育成事業について、その事業を完了しましたので、令和 年度高知県地域型保育等人材育成事業費補助金交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金精算額 金 円
- 2 添付書類

- (1) 地域型保育等人材育成事業費補助金所要額精算書 (別紙2)
- (2) その他参考となる資料

代替職員の雇用を確認することができるもの (出勤簿、給与明細等) など

口座振込先 (申請時から変更した場合のみ記入)

銀行名	支店名	口座番号	(フリガナ) 口座名義人
		普通	
		当座	

別表2(第3号様式関係)
地域型保育等人材育成事業費補助金所要額精算書

申請者名

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の収入額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の支出額 ④ 円	県補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	県補助基本額 ⑦ 円	県補助所要額 ⑧ 円
保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業 (養成施設受講料)								
〃 (代替幼稚園教諭雇上)								
保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状資格取得支援事業 (養成施設受講料)								
〃 (代替保育士雇上)								
〃 (免許更新受講料)								
保育士試験による資格取得支援事業								
子育て支援員等資格取得支援事業								
合計								

(記載上の注意)

- ⑤欄には、別表第1に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に別表第1の補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2(第3号様式関係)
地域型保育等人材育成事業費補助金所要額精算書

申請者名

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の収入額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の支出予定額 ④ 円	県補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	県補助基本額 ⑦ 円	県補助所要額 ⑧ 円
保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業 (養成施設受講料)								
〃 (代替幼稚園教諭雇上)								
保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状資格取得支援事業 (養成施設受講料)								
〃 (代替保育士雇上)								
〃 (免許更新受講料)								
保育士試験による資格取得支援事業								
子育て支援員等資格取得支援事業								
合計								

(記載上の注意)

- ⑤欄には、別表第1に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に交付要綱別表の補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

第4号様式(第10条関係)

第 号
令和 年 月 日

高知県教育長 様

補助事業者 印

住 所
氏 名
生年月日

〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地、名称並びに
代表者の職名、氏名及び生年月日〕

消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け高知県教育委員会指令 第 号により交付決定(廃止承認)を受けました高知県地域型保育等人材育成事業費補助金について、高知県地域型保育等人材育成事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

内 容

高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額(補助金交付決定額)		円
実績報告時により減額した消費税仕入控除税額等	(a)	円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	(b)	円
補助金返還相当額	(b)-(a)	円

(注) 事業主体別の内訳資料、国税還付金振込通知書(写し)その他参考となる資料を添えてください。

第4号様式(第11条関係)

第 号
令和 年 月 日

高知県教育長 様

補助事業者 印

住 所
氏 名
生年月日

〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地、名称並びに
代表者の職名、氏名及び生年月日〕

消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け高知県教育委員会指令 第 号により交付決定(廃止承認)を受けました高知県地域型保育等人材育成事業費補助金について、高知県地域型保育等人材育成事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

内 容

高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額(補助金交付決定額)		円
実績報告時により減額した消費税仕入控除税額等	(a)	円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	(b)	円
補助金返還相当額	(b)-(a)	円

(注) 事業主体別の内訳資料、国税還付金振込通知書(写し)その他参考となる資料を添えてください。